

高病原性鳥インフルエンザ発生による青森市保健所の対応について

1 青森市保健所の役割

平成28年11月28日に設置された「青森県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部」の現地対策本部構成員として、「東青地域高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル」に基づき、「人の健康に関する調査・相談・広報に関すること」「発生農場動員者の健康管理・相談に関すること」に対応。

2 青森市保健所が対応した業務

(1) 1例目の発生における発生農場動員者の健康管理・相談

東地方保健所と連携し、11月29日から12月1日までの3日間、24時間体制（8時間交代）で防疫従事者延べ696人の作業前後の健康調査を実施。

青森市保健所の従事人数：1回あたり医師、薬剤師、保健師、事務職員
 12人～14人で計5回、延べ66人

(2) 発生農場等の従事者及び農場への立ち入り者への健康調査・相談

11月29日から12月1日、12月3日に、医師、薬剤師、保健師延べ12人で健康調査等を実施。

① 健康調査対象者等

(人)

	1例目 11/18～11/27の期間で 鳥等との接触があった者				2例目 11/22～12/1の期間で 鳥等との接触があった者		合計
	農場	処理場	市内業者	市外業者※2	委託農場		
	従事者		立ち入り者		従事者	立ち入り者	
健康調査対象者数	7	15	2	1	2	2	29
タミフル服薬者数	6	12	2	0	2	2	24
有症者数 ※1	0	0	0	0	0	0	0
	最終確認日 12/9				最終確認日 12/13		

※1 有症者とは、鳥等との接触から10日間までの期間に発熱等の症状があった者。

※2 市外業者については青森県へ依頼

②実施内容

- ・感染鳥類等との接触後の発熱や呼吸器症状の有無について確認、患畜との接触状況の確認
- ・抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の予防投与
- ・健康に関する相談
- ・有症者が出た場合の対応

(3) 青森市保健所に相談窓口を設置（平成28年11月28日～）

(4) 市ホームページ更新（平成28年11月29日～）